

条例施行までのスケジュール案

年	月	会議の予定等
2026 (令和 8)	5	第 3 回 条例検討部会 (5/21) ・ アンケート調査・懇談会結果報告 ・ 条文構成検討
	7	第 4 回 条例検討部会 (7/15) ・ アンケート対象者についての補足報告 ・ 目的、基本理念、施行期日検討 ※可能なら「市の責務」まで検討
	9	第 5 回 条例検討部会 ・ 目的、基本理念修正案確認 ※第 4 回指摘事項反映 ・ 市の責務、市民・事業者の役割、市の施策検討
	11	第 6 回 条例検討部会 ・ 市の責務、市民・事業者の役割、市の施策修正案確認 ※第 5 回指摘事項反映 ・ 前文検討
2027 (令和 9)	1	①第 7 回 条例検討部会 ・ 前文修正案確認 ※第 6 回指摘事項反映 ・ 条例名称検討・確認 ②2026 年度町田市障がい者施策推進協議会 (年度最終回) 手話言語条例検討部会 検討状況報告
2027 (令和 9)	4	第 8 回 条例検討部会 ・ パブリックコメント※ ¹ 手続き確認 ・ 条例素案（パブリックコメント案）確認
	6	6 月議会 行政報告（パブリックコメント実施の報告）
	7	パブリックコメント実施期間 （7～8 月の一定期間）
	8	
	9	第 9 回 条例検討部会 （検討事項） ・ パブリックコメント実施結果の報告 ・ 条文修正事項確認
	10	第 10 回 条例検討部会 答申案検討・確定 ※第 9 回で修正事項が出なかった場合、部会長一任で開催しない

年	月	会議の予定等
2027 (令和 9)	11	2027 年度第 3 回障がい者施策推進協議会 条例案答申
	12	12 月議会 行政報告（パブリックコメント実施結果の報告）
2028 (令和 10)	3	3 月議会 「（仮称）町田市手話言語条例」議案提出 2028 年 3 月 31 日公布^{※2}（予定）
2028 (令和 10)	4	本格的な周知の開始
	9	9 月 23 日（土曜日）（仮称）町田市手話言語条例施行

※1 「パブリックコメント」とは、市の基本的な政策の策定過程でその情報を広く公表するとともに、意見を募集し、提出された意見の概要とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続のことをいいます。

※2 「公布」とは、議会で成立した条例等の内容を、広く市民に知らせるために公示する行為をいいます。町田市では、町田市ホームページへの掲載と外に設置している掲示場への掲示をしています。